

災害救助地区本部 運営マニュアル

(令和8年4月改正)

区本部

TEL

名古屋市

— 目次 —

はじめに	1
第1 災害救助地区本部について	2
1 概要	2
2 地区本部の組織	3
第2 地区本部の運営について	4
1 地区本部の設置	4
2 地区本部の開設時期・閉鎖時期	4
3 地区本部を設置する場所	5
4 地区本部への参集	5
5 地区本部の運営	6
6 地区本部の任務	9
7 区本部等との連絡方法及び連絡先	14
8 地区本部等における感染症対策	15
第3 地区本部と各組織の関係について	17
1 各組織等の概要	17
2 各組織との関係	19
第4 様式・資料	25

はじめに

本マニュアルは、災害発生のおそれがあるとき、または災害発生時にすばやく災害救助地区本部を開設し、避難所管理組織や自主防災組織と連携を図りながら、円滑に運営することを目的に作成したもので、運営についてあらかじめ、地域住民で認識共有しておくための手引きです。

＜改正履歴＞

改正時期	主な改正内容等
平成 30 年 12 月	地域防災組織（区本部、災害救助地区本部、避難所管理組織、自主防災組織）の相関について追記
令和 3 年 7 月	避難情報の名称変更や感染症対策について追記
令和 8 年 4 月	公共安全モバイル導入及びデジタル移動無線廃止等について反映

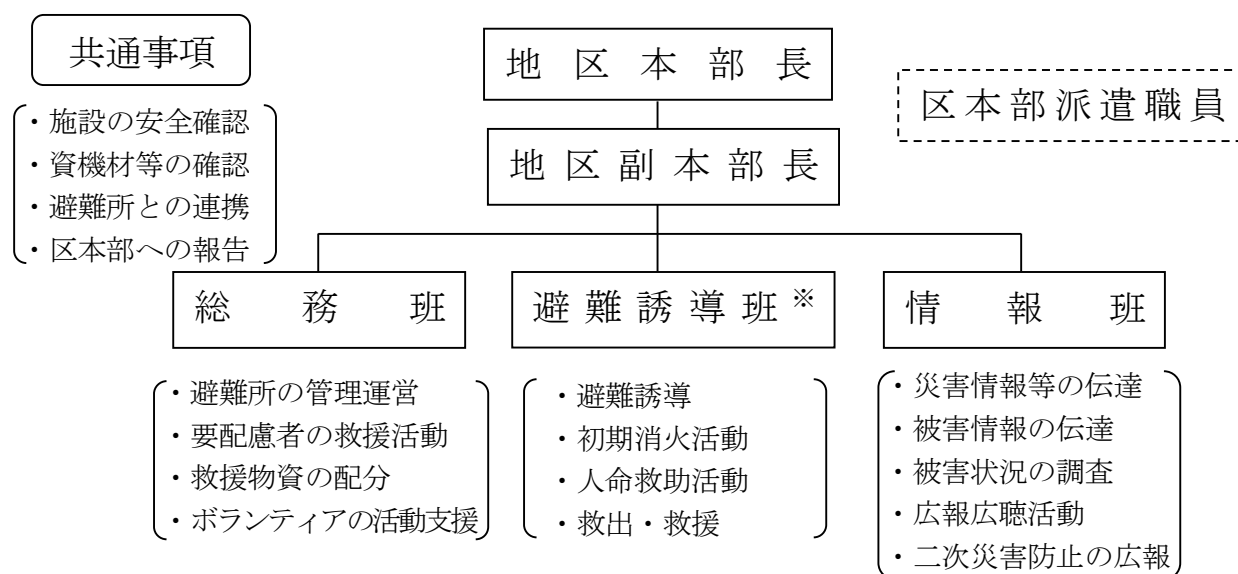
第 1 災害救助地区本部について

1 概要

災害救助地区本部（以下「地区本部」という。）は、小学校通学区域（以下「学区」という。）ごとに置かれ、原則、市立小学校に設置されます。地区本部は、区本部に所属して、区本部の応急対策活動を補助することとされており、区本部と地域をつなぎ、自主防災活動・避難所運営をはじめとする学区内の地域防災活動を統括します。

地区本部は、各避難所や自主防災組織からの安否情報や被害状況などをとりまとめ、区本部へ伝達する役割があると同時に、区本部からの情報を各避難所へ伝える役割を担うなど、地域のあらゆる情報の拠点となります。

2 地区本部の組織



※避難誘導班については特に地震発生直後の活動が主になります。その後においては、総務班や情報班の活動を実施します。

災害救助地区本部長(地区本部長)

災害救助地区本部長（以下「地区本部長」という。）は市長があらかじめ委嘱し、区本部長の命を受け、地区本部を統括し、地区本部委員を指揮監督する立場になります。

災害救助地区本部委員（地区本部委員）

災害救助地区本部委員（以下「地区本部委員」という。）は、学区内の災害対策委員（区政協力委員が兼務）のほか、あらかじめ市長に委嘱された地域の方々により構成されます。

第2 地区本部の運営について

1 地区本部の設置

台風や地震などの災害発生のおそれがあるとき、または災害発生時に、市役所に市災害対策本部（市本部）が設置され、同時に区役所に区本部が設置されます。さらに地域の防災拠点として必要な場合には、学区に地区本部を設置します。

2 地区本部の開設時期・閉鎖時期

（1）開設時期

地区本部は施設管理者等の協力を得て、次の事象の時に開設します。

【地震】

- 市内で震度5強以上の地震が発生したとき※
 - その他、地区本部長が必要と判断し、区本部長へ要請したとき
- ※市内で震度5強以上の地震が発生した際は速やかに開設（市内全域で地区本部を立ち上げ）します。
- ※津波の到達が迫っているなど、危険な状況を把握した場合は、活動や参集を中止し避難するなど、直ちに身の安全を確保します。

【風水害】

- 災害が発生し、あるいは発生するおそれがあり避難者が生じたとき
- その他、地区本部長が必要と判断し、区本部長へ要請したとき

（2）閉鎖時期

地域防災活動の情報収集が終了したときや各避難所が閉鎖したとき、区本部長（区本部）の指示により地区本部を閉鎖します。

3 地区本部を設置する場所

学区ごとにあらかじめ定められた場所（部屋）に設置します。

※指定避難所運営マニュアル（事前準備編）参照

4 地区本部への参集

地区本部委員は、自らや家族の安全を確保した後、自身の自主防災組織の立上げに協力し、人的被害や住家被害などの被害状況等を収集したのち、速やかに参集します。

また、参集途上において知り得た被害情報等は、ただちに地区本部長等へ報告します。

なお、津波の到達が迫っているなど、危険な状況を把握した場合は、活動や参集を中止し避難するなど、直ちに身の安全を確保します。

5 地区本部の運営

地区本部の運営は、地区本部長、地区副本部長及び地区本部委員で行います（区本部派遣職員は、区本部と地区本部との連絡調整にあたります）。

（１）施設の安全確認

施設の使用にあたっては、建物の被災状況やライフラインの状況等、危険箇所がないか建物の状況等を確認します。

建物が被災し、地区本部を設置できない場合は、他の施設に地区本部を設置し、区本部へ連絡します。

（本マニュアルP 32、33 建物被災状況チェックシート参照）

（２）資機材等の活用

公共安全モバイルや発電機・投光器など平常時から使用方法を確認し、災害時に活用します。

（本マニュアルP 34～40 各資機材の使用方法参照）

この他、区本部には、安否情報の確認など災害応急対策に活用する「災害対策住民リスト」「避難行動要支援者名簿」があります。

○災害対策住民リスト

学区内の住民の氏名・住所などが記載された名簿であり、安否情報の集約・確認などに使用する。住民登録のある方全員が掲載されている（住民登録の無い方は掲載されていない）。町内会未加入の方も掲載されている。

○避難行動要支援者名簿

災害対策基本法において、避難支援などを実施するための基礎とするため、作成が義務付けられている名簿。前述の「災害対策住民リスト」が住民登録のある方全員であるのに対し、この名簿では、避難行動要支援者のみを掲載。
※市災害対策本部委員会議において本部長の決定を得た場合に、名簿の提供が可能になる。

(3) 避難所との連携・区本部への報告

避難所から地区本部へさまざまな依頼や要望などについて報告がありますので報告内容を整理・集約して区本部へ伝達します。また、区本部からの情報を避難所へ伝達します。

総務班が中心となって公共安全モバイル等の資機材を活用し、情報を伝達します。

地区本部から区本部への報告内容は、自主防災組織や避難所管理組織からの情報等を整理、集約したものです。取りまとめる際には、「被害状況報告書」(様式1)や「避難情報報告書」(様式2)等を活用し、区本部へ報告します。

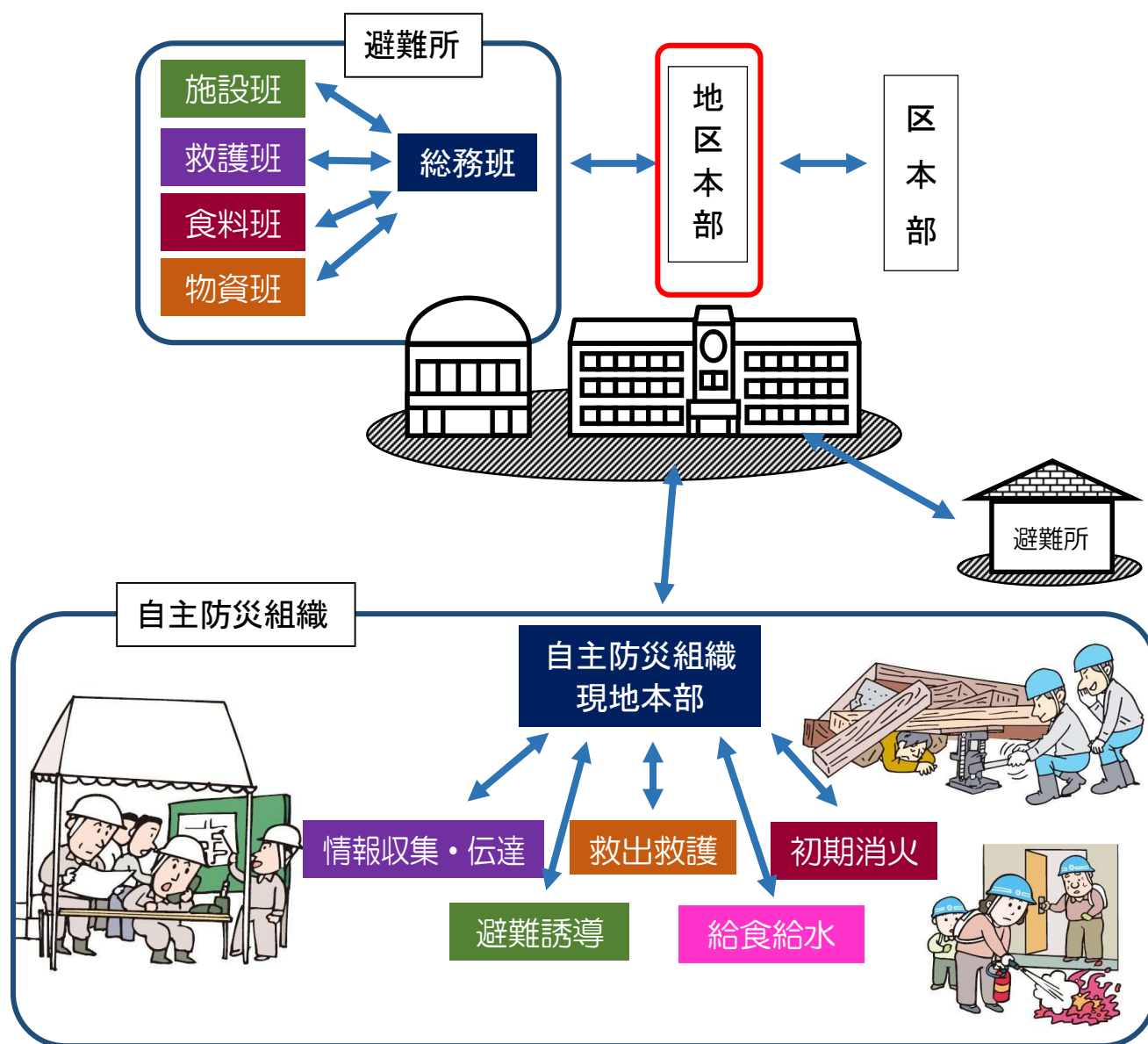
○被害状況報告書(様式1)

人的被害や住家被害などの状況を集約し、区本部に報告する様式(本マニュアルP26、27参照)。

○避難情報報告書(様式2)

各避難所から報告があった世帯数や人数など避難者情報について集約する際に活用する様式(本マニュアルP28、29参照)。

<情報の流れ（イメージ）>



6 地区本部の任務

地区本部は区本部の実施する応急対策活動を補助します。具体的には、地区本部は、区本部、避難所管理組織、自主防災組織のほか、施設管理者等と緊密な連絡をとり、地域（学区）の地域防災活動及び災害情報の統括を行います。必要に応じて避難所や自主防災組織へ地区本部委員を派遣し被害状況の集約に努めます。

注意事項【個人情報の保護】

- 収集した情報には、個人情報が多々含まれることから、取扱いには十分注意してください。
- 避難所閉鎖時には、名簿類、各種様式が地区本部（区本部）へ提出されます。地区本部が受け取った場合は区本部へ提出してください。
- 地区本部閉鎖時についても避難所閉鎖時同様に、名簿類、各種様式は区本部へ提出してください。

なお、10 ページから 13 ページにかけて各班（総務班・避難誘導班・情報班）の応急対策活動シートを掲げました。チェック表としてご活用ください。

【応急対策活動シート（総務班）】

（１）避難所の管理運営に関すること

- 区本部派遣職員や避難所の代表と協力し、その統括・調整を行う
- 避難所の代表管理者、各班長が選任されているか確認し、選任されていない場合は速やかに選任するよう指示をする

＜指定緊急避難場所の開設・運営について＞【風水害】

- 区本部からの協力依頼により、指定緊急避難場所を開設する。（基本的には施設管理者が実施）
- 区本部から区職員が派遣されるまでの間、施設管理者と連携し、避難者数の把握や避難指示以上の避難情報が発令された際の上階への避難の呼びかけを実施する。

（２）要配慮者の救援活動に関すること

- 避難所や自主防災組織等で確認された要配慮者の安否情報の収集に協力する
- 避難所や自主防災組織で確認された在宅避難者など避難所外避難を含めた学区内の要配慮者を把握する
- 避難所救護班や避難所派遣職員と連携して、避難所での対応が難しい方の対応（福祉避難所や病院への移送等）にあたる

（３）救援物資の配分に関すること

- 避難所総務班から提出された「食料品供給依頼伝票」や「物資供給依頼伝票」を取りまとめ、区本部へ調達を依頼する
- 調達した物資を避難所へ速やかに届けられるよう区本部と調整する
- 避難所食料班・物資班と連携を密にし、どういった食料・物資をいつ届けられるか伝える

（４）ボランティアの活動支援に関すること

- 避難所総務班から提出された「ボランティア要請リスト」を取りまとめ、区本部へ依頼する
- 区本部からボランティア派遣の決定事項を確認し、避難所総務班へ伝達する

〈参考〉地区本部から区本部への報告内容

時期	内 容
災害発生当日	☐ 避難所開設と大まかな避難者数・被害状況 ☐ 施設の使用管理に関する事項（災害用トイレ、設備、ライフラインなど）の調整依頼 ☐ 地下式給水栓などの開設状況
必要に応じて	☐ 応急危険度判定士の要請 ☐ ボランティアの要請【様式5】 ☐ 避難所運営に支障のある事項に関する要請又は指示【様式8】 ☐ 傷病者の移送傷病者状況の報告【様式10】 ☐ 要配慮者の移送依頼【福祉避難所 様式1】要配慮者に関する支援の要請等【様式11-2】 ☐ 給水車の派遣依頼【様式12】 ☐ 保健センター班・医療救護班の派遣要請
毎日	☐ 避難情報報告書（様式2） ☐ 避難所日報【様式8】 ☐ 食料品供給依頼伝票、物資供給依頼伝票【様式12、13】
随時	☐ 被害状況報告書（様式1） ☐ 情報収集リスト【様式3】

※時期はあくまで目安です。避難所からの情報は適宜、区本部へ報告してください。

（網かけの様式は指定避難所運営マニュアルのものです。カッコが無いものは様式を定めておりませんので、任意の様式または口頭等で報告してください。）

【応急対策活動シート（避難誘導班）】

（１）避難誘導に関すること

- ☐ ラジオ等で入手した正しい情報のもと、的確な避難行動を取るよう
住民への声かけを自主防災組織や消防団と連携して行う
- ☐ 自主防災組織や消防団と連携し、危険箇所を避けて避難誘導する
- ☐ 自力避難が困難な高齢者や障害者などの要配慮者を見つけたら、避難している近くの住民等に声をかけ、避難支援を依頼する
- ☐ 自動車など周りの住民等の迅速な避難に支障をきたす手段で避難している方を見つけた場合、徒歩での避難を促す

※日頃から、避難者が迅速かつ安全に避難できるよう、集合場所や避難経路について、話し合っていて決めておくことが大切です。

（２）初期消火活動、人命救助活動に関すること

- ☐ 自主防災組織や消防団が状況に応じて実施する初期消火活動・人命救助活動に協力する

（３）救出、救援に関すること

- ☐ 自主防災組織や消防団と連携し、自力避難が困難な高齢者や障害者などの要配慮者の安否を確認・把握する
- ☐ 自主防災組織や消防団が状況に応じて実施する救出、救援活動に協力する
- ☐ 主に自主防災組織が実施する自力での避難が困難な高齢者や障害者などの要配慮者の避難誘導に協力する

※（１）～（３）について、津波の到達が迫っているなど、危険な状況を把握した場合は、活動を中止し避難するなど、直ちに身の安全を確保します。

【応急対策活動シート（情報班）】

（１）地震、津波情報など災害情報等の伝達に関すること

- ☐ 区本部から伝達される災害情報（地震、津波、河川情報等）を避難所や地域住民へ周知する

（２）高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保の伝達に関すること

- ☐ 区本部から伝達される高齢者等避難・避難指示・緊急安全確保などの避難情報を、協力して地域住民へ周知する

（３）被害状況の調査に関すること

- ☐ 総務班と連携して避難所や自主防災組織等からの情報（人的被害、住家被害）を整理し、「被害状況報告書（様式１）」に取りまとめて学区内の被害状況を区本部へ報告する
- ☐ 総務班と連携して避難所から報告があった世帯数と人数を集約し、「避難情報報告書（様式２）」に取りまとめて学区内の避難者状況を区本部へ報告する
- ☐ 避難所や自主防災組織で確認された車中泊、在宅避難などの避難所外避難者の情報を把握する

（４）広報広聴活動に関すること

- ☐ 区本部の広報活動に協力する
- ☐ 避難所総務班から提出された「避難所日報」の要望等を確認し、避難所運営の要望・問題点などを区本部へ報告する

（５）二次災害防止の広報の実施に関すること

- ☐ 区本部と連携し正確な広報活動に協力する
（余震、津波、火災などへの注意喚起）

7 区本部等との連絡方法及び連絡先

(1) 公共安全モバイルが使える場合

地区本部から区本部へ学区の被害状況等の報告を行うために公共安全モバイルを配備しています。

(本マニュアルP35～42 各資機材の使用方法や公共安全モバイルシステム操作マニュアル参照)

(2) 電話・ファックスが使える場合

① 区本部	TEL :
	FAX :
② 避難所等	TEL : 別紙参照
	FAX : 別紙参照
③ 他学区の 地区本部	TEL : 別紙参照
	FAX : 別紙参照

※大規模災害発生時における被災者の通信手段確保のため、主要な避難所である市立小中学校等において、特設公衆電話の回線を設置し、電話機を配備しています。

(3) 上記の連絡手段が使えない場合

① 伝令者を派遣	徒歩や自転車を使用
----------	-----------

8 地区本部等における感染症対策

地区本部や避難所は、3密（密閉、密集、密接）の状態になりやすく、飛沫感染や接触感染が起こりやすい環境にあることから、感染症の拡大を防止するため、衛生対策を行います。

（１）マスクの着用、咳エチケットの徹底

飛沫感染を防止するため、マスクを着用し、咳エチケットを心がけます。地区本部へ参集する際は、マスクなどの衛生用品を各自持参します。

（２）換気の実施

可能な限り、常時2方向の窓やドアを開け、室内と外気の入れ替えを行うようにしてください。気象条件などにおいて、常時の換気が困難な場合は、30分に1回以上の換気を行います。

（３）人と人との距離の確保

密接を避けるため、可能な限り他の人との距離を1m～2m空けるよう心掛けます。

第3 地区本部と各組織の関係について

1 各組織等の概要

市災害対策本部（市本部）

※市災害対策本部長＝市長

名古屋市全体の災害応急対策を進めるため、市役所に設置されます。

区本部

※区本部長＝区長

区の災害応急対策を進めていくために、区役所に設置されます。

指定緊急避難場所

命を守るため、災害の危険からまずは逃げるための場所。災害の種類ごとに避難できる場所が異なります。

災害の種類	指定緊急避難場所	被害が想定される区
洪水・内水氾濫	洪水・内水氾濫の想定浸水深以上にある市立小・中学校の教室など	全ての区
高潮	洪水・内水氾濫、高潮の想定浸水深以上にある市立小・中学校の教室など	北・西・中村・中・昭和・瑞穂・熱田・中川・港・南・緑・天白区の一部
土砂災害	土砂災害警戒区域にない市立小・中学校など	千種・昭和・瑞穂・南・守山・緑・名東・天白区の一部
津波	津波避難ビル (民間建物、市立小・中学校の2階以上の教室など)	中川・港区の全域 中村・瑞穂・熱田・南・緑区の一部
地震の揺れ	・市立小・中・一部の高等学校などのグラウンド ・広域避難場所(指定された公園など) ・一時避難場所(指定された公園など)	全ての区
大規模な火事	広域避難場所(指定された公園など)	全ての区

指定避難所（避難所）

自宅が被災して帰宅できない場合に一定期間、避難生活を送るための施設（以下「避難所」という。）で、避難所は市立小・中・高等学校の体育館・コミュニティセンターなどがあります。

避難所では、あらかじめ地域住民の中から選任された避難所管理組織の代表管理者の指揮のもと、避難所を統括する地区本部と連携しつつ、地域住民、区本部から派遣された市職員及び施設管理者の支援により各組織を確立し、自主運営をします。

（参考）市公式ウェブサイト

- ・ 指定緊急避難場所・指定避難所の指定
- ・ 避難所の運営（指定避難所運営マニュアル掲載ページ）



自主防災組織

住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織。命を守り、被害軽減のための活動を目的として、町内会や自治会の地域ごとに結成された組織です。

（参考）市公式ウェブサイト

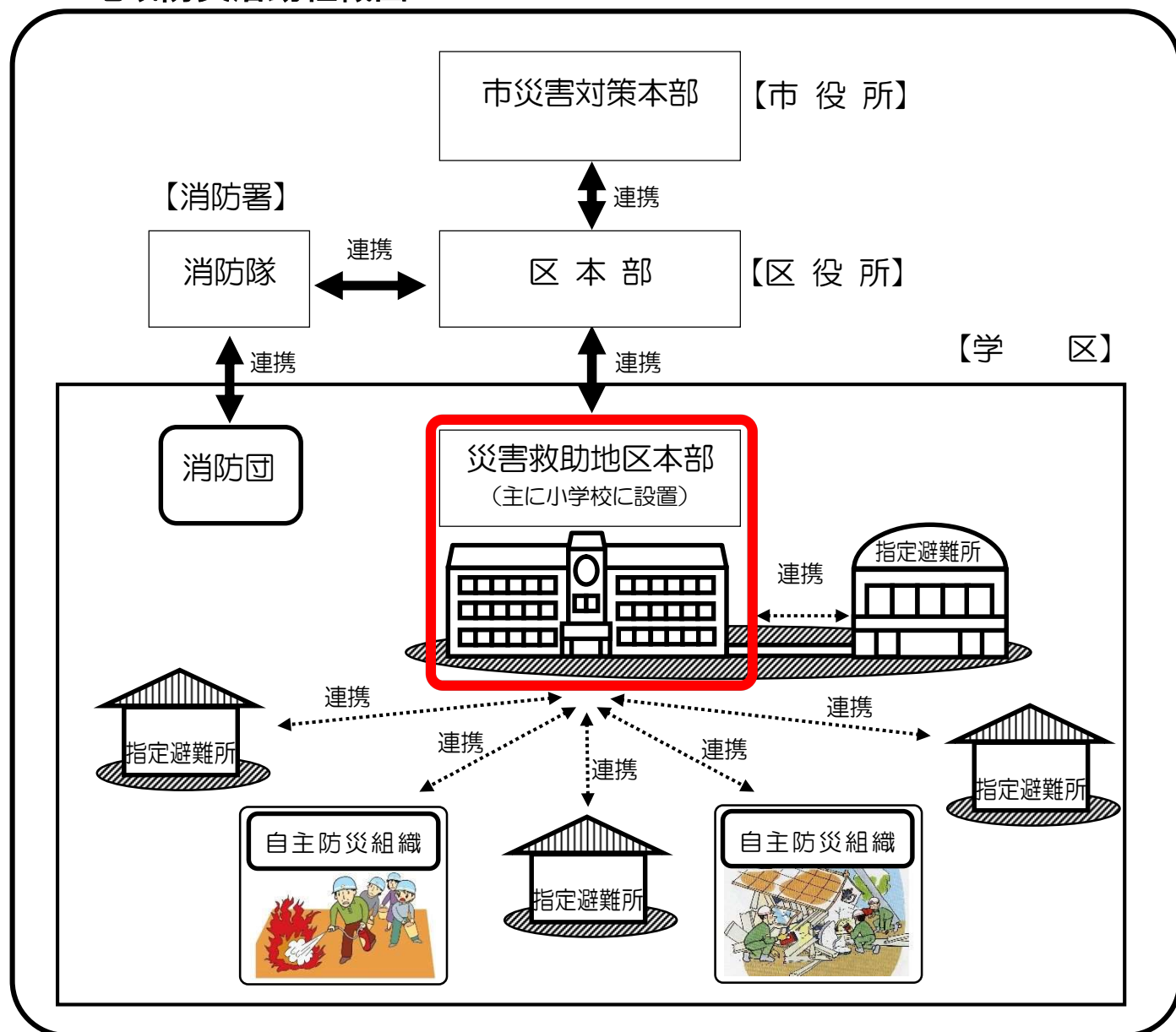
- ・ 名古屋の防火&防災
- ・ 自主防災組織



2 各組織との関係

大規模災害時には、学区に災害救助地区本部が設置され、町内会や自治会の地域ごとに結成される自主防災組織、指定避難所に組織される避難所管理組織、区本部（区役所）などと連携した地域防災活動が行われます。

地域防災活動組織図



(参考) 市公式ウェブサイト

- ・地域の防災リーダーの活動

「発災時どうする？地域の防災リーダーの活動」

- ・名古屋市 地域の防災リーダー 初動対応シート（標準版）



災害発生

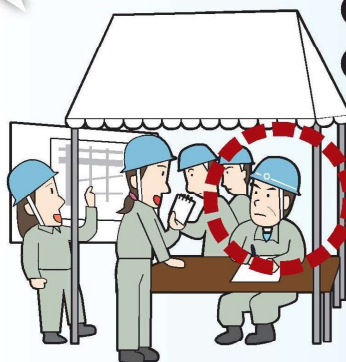
発災直後の地

直後

1 時間

まずは、自分の命を自分で守る

自主防災組織



命を守り、火災などからの被害を軽減するための活動をする組織

- 声かけ、安否確認(一時集合場所)
- 体制を整える

- ・現地本部設営
- ・初期消火
- ・救出・救護
- ・避難誘導
- など



災害救助地区本部



行政と地域をつなぎ、情報の収集や伝達、支援要請などを担う、地域の防災拠点

- 被害情報を
- 自主防災組織
- 整えてから、

- 避難所の開
- (施設の安全

災害救助地区本部の安全を確認し、体制を整える

避難所管理組織



避難所の運営を円滑に行うための組織

- 施設の開錠
- 施設の安全

避難所管理組織による避難所運営に必要な項目です。
(施設管理者、災害救助地区本部、区本部)

域の活動(イメージ)

2 時間

3 時間

6 時間

- 各種活動
- 災害救助地区本部へ活動状況などを報告

災害対策委員や町内会長など、地域の防災リーダーの方へ

- ・ 特定の方が、様々な役割を兼ねていることがありますが、いざという時に円滑に対応するためには、役割を兼務せず、事前に分担しておくことが理想です。
- ・ 役割を兼ねている場合は、どの役割を優先し、他の方に何を任せるのかについて日頃から話し合っておきましょう。

＜例1＞ 自主防災組織の活動を立ち上げ後、災害救助地区本部で活動する場合の対応例
自主防災会長として自主防災組織の活動の立ち上げを指揮し、初動体制を整えます。(安否確認、現地本部設置、被害状況の把握など)
その後は副会長などへ一任し、自身は災害救助地区本部に参集します。

＜例2＞ 自主防災組織の活動の指揮を優先する場合の対応例

災害救助地区本部委員としての参集が遅れることが想定されます。普段から災害救助地区本部長や他の災害救助地区本部委員に伝えておきましょう。

●被害状況を調査



●災害情報を周知



●被害状況を集約

安否情報など
(必要に応じて災害対策住民リストや避難行動要支援者名簿を活用)

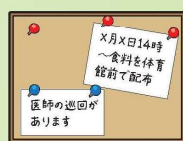
●必要に応じて自主防災組織や避難所へ災害救助地区本部委員を派遣

●区本部と情報交換 区本部に支援などを要請

●開設

●避難所管理組織の確立

●避難所運営



●災害救助地区本部へ避難状況や必要物資などを報告



<参考> 初動における応急対策活動の流れ

(時間は目安です)							
時間	1h	2h	3h	6h	12h	18～24h	72h～
自主防災組織	●安否確認 ●現地本部設置 ●初期消火 ●救出救護 ●避難誘導	●地区本部に連絡員を派遣		●後方支援の検討			●行方不明者の捜索のほか、状況に応じて生活支援等
	●施設開設 ●施設開設 (施設管理者又は災害対策委員等による安全確認(応急危険度判定等)が必要であり、確認されるまでの間は、屋外で待機すること。ド等)	●避難者自身による環境整備	●避難所管理組織の確立 ●避難所の管理運営 ●避難者数の把握 ●不足物資の把握 ●区本部派遣職員との情報交換	●救援物資の配分	●避難所外避難者の対応		●状況に応じて避難所集約を検討
災害救助地区本部	●被害状況収集 (自主防災組織の体制を整え、情報収集しながら集約) ●指定避難所の開設確認 (施設管理者不在の場合、災害対策委員として実施) ●地区本部となる部屋の被害状況調査 ●地区本部立ち上げ、機能確認	●被害状況調査 (自主防災組織、指定避難所などから情報収集) ●災害情報の周知 (住民、自主防災組織、指定避難所に対して実施)	●被害状況集約 (安否情報収集、避難状況収集、倒壊家屋建物情報収集など) ●必要に応じて自主防災組織や避難所に地区本部委員の派遣(情報収集、情報共有等) ●区本部派遣職員との情報交換 (災害対策住民リストも参照)		●避難所外避難者調査		
	●区本部立ち上げ、機能確認 ●庁舎被害調査 (夜間休日の場合、参集開始)	●災害情報の周知、応援要請等 ●区内被害状況調査 ●地区本部、避難所等への職員派遣に関する方針決定	●地区本部、避難所の情報収集等 (職員派遣/巡回) ●要配慮者の安否確認 ●ライフライン情報収集 ●避難所開設状況調査 ●倒壊家屋概数調査	●避難者数集計 ●被害情報集約 ●物資供給対応	●避難所外避難者調査 ●遺体安置所の設置 ●災害VC対応		
区本部							
区本部災害対応マニュアル (仮称)							
名古屋市長 災害対策委員兼総則 名古屋市長 災害救助地区本部総則 区政協力委員・災害対策委員ハンドブック 災害救助地区本部運営マニュアル							

第4 様式・資料

被害状況報告書

学区災害救助地区本部

報 告 日 時	年 月 日 時 分現在		
地域の被害状況等			
人 的 被 害			
死者	人	行方不明者	人
負傷者（重傷）	人	負傷者（軽傷）	人
住 家 被 害			
	棟数	世帯数	人員
全壊	棟	世帯	人
半壊	棟	世帯	人
一部損壊	棟	世帯	人
床上浸水	棟	世帯	人
床下浸水	棟	世帯	人
非住家被害（棟数）			
全壊	棟	半壊	棟

被害状況報告書（記載例）

〇〇学区災害救助地区本部

報 告 日 時	〇年 〇月 〇日 〇時 〇分現在		
地域の被害状況等 〇〇避難所情報収集リスト(指定避難所運営マニュアル様式3)のとおり また、〇〇地内で火災延焼中			
人 的 被 害			
死者※	人	行方不明者※	人
負傷者（重傷）※	10人	負傷者（軽傷）※	人
住 家 被 害			
	棟数	世帯数	人員
全壊※	20棟	30世帯	100人
半壊※	棟	世帯	人
一部損壊※	50棟	70世帯	250人
床上浸水※	棟	世帯	人
床下浸水※	棟	世帯	人
非住家被害（棟数）※			
全壊	棟	半壊	棟

※ 被害判定基準参照

避難情報報告書

学区災害救助地区本部

報 告 日 時				年 月 日 時 分現在			
避難所名称 連 絡 先							
				TEL			
職 員 等							
職員	男性	女性	その他※	ボランティア	男性	女性	その他※
	人	人	人		人	人	人
合計	人			合計	人		
避 難 者							
		男性		女性		その他	
		人		人			
うち 要配慮者 (乳児、妊婦、外国人、 障害者、発熱・咳等の症状のある者など)		人		人		人	
		人		人		人	
		人		人		人	
		人		人		人	
		人		人		人	
合 計							
世帯				人			

※性別の「その他」欄には未回答の方等を集計してください。

避難情報報告書（記載例）

〇〇学区災害救助地区本部

報 告 日 時				年 月 日 時 分現在			
避難所名称 連 絡 先				〇〇避難所			
				TEL ×××-×××			
職 員 等							
職員	男性	女性	その他	ボランティア	男性	女性	その他
	1人	1人	人		1人	1人	人
合計	2人				2人		
避 難 者							
		男性		女性		その他	
		30人		33人			
うち 要配慮者 (乳児、妊婦、外国人、 障害者、発熱・咳等の 症状のある者など)	乳児	3人	乳児	2人			人
	外国人	人	外国人	人			人
	障害者	人	障害者	人			人
	発熱・咳症状等	2人		人			人
		人		人			人
合 計							
25世帯				63人			

被害判定基準

被害区分		判定基準
人の被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、又は死体は確認できないが、死亡したことが確実な者。
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのある者。
	負傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け、又は受ける必要のある者。 (重傷) 1ヶ月以上の治療を要する見込みの者。 (軽傷) 1ヶ月未満で治療できる見込みの者。
住家の被害	住家	現実に居住のために使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。
	棟	一つの建築物をいう。 主屋より延べ面積の小さい建築物（同じ宅地内にあるもので、非住家として計上するに至らない小さな物置、便所、風呂場、炊事場）が付着している場合は同一棟とみなす。 また、渡り廊下のように、二つ以上の主屋に付着しているものは切半して、それぞれを主屋の附属建物とみなす。
	世帯	生計を一にしている実際の生活単位をいう。（同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別々であれば当然2世帯となるわけである。また、主として学生等を宿泊させている寄宿舍、下宿、その他これらに類する施設に宿泊するもので共同生活を営んでいる者については、原則としてその寄宿舍等を1世帯として取り扱う。）
	住家全壊 (全焼・全流失)	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊（ここでいう「損壊」とは、住家が被災により、損傷、劣化、傾斜等何らかの変化を生じることにより、補修しなければ元の機能を復元し得ない状況に至ったものをいう。以下同じ。）が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素（ここでいう「主要な構成要素」とは、住家の構成要素のうち造作等を除いたものであって、住家の一部として固定された設備を含む。以下同じ。）の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のものとする。

	住 家 半 壊 (半 焼)	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分が、その住家の延床面積の 20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 20%以上 50%未満のものとする。
	一 部 損 壊	全壊及び半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものである。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。
	床 上 浸 水	住家の床より上に浸水したもの及び全壊、半壊には該当しないが、土砂、竹本等のたい積により一時的に居住することができないものとする。
	床 下 浸 水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。
非 住 家 の 被 害	非 住 家	住家以外の建物でこの報告中、他の被害か所項目に属さないものとする。 これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。 なお、この被害は、全壊・半壊の被害を受けたもののみに記入する。

＜住宅被害一例＞



一部損壊
損害割合 20%未満

※補修を必要とする程度のもので、ただし、ガラス数枚破損した程度は除く



半壊
損害割合
20%以上 50%未満



全壊
損害割合
50%以上

建 物 被 災 状 況 チェックシート

月 日 時現在

災害救助地区本部名(施設・建物名称): _____

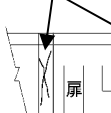
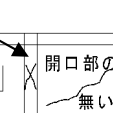
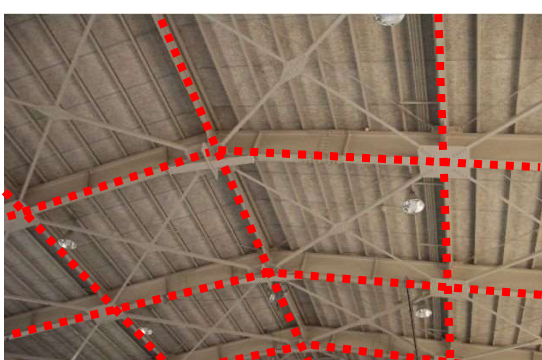
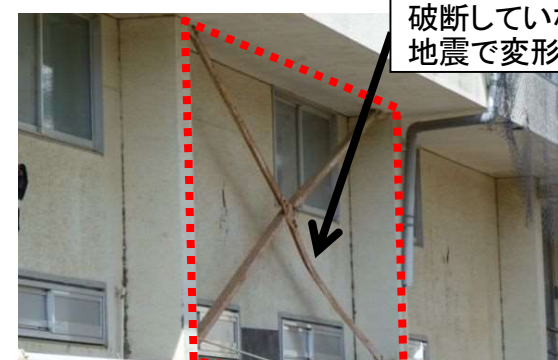
記入者氏名: _____

☐建物使用に先立ち目視での安全確認をお願いします。☐はじめに、建物周辺及び建物外観の確認をします。

建物周辺・建物外観			
チェック項目	該当項目		
①隣接する建物が傾き、避難所の建物に倒れ込む危険性があるか。	A いいえ	B 傾いているように見える	C 倒れそうである
②建物周辺に地すべり、崖崩れ、地割れ、液状化、地盤沈下などがあるか。	A いいえ	B ある	C ひどくある
③避難所の建物が傾いているか。	A いいえ	B 傾いているように見える	C 明らかに傾いている
④外壁材(タイル、モルタル、石張り等)等が落下しているか。	A いいえ	B 落下しそうに見える B 落下した	
⑤外壁・柱等に亀裂が生じているか。 	A いいえ (ひび割れはあるが、コンクリート等の浮きや剥落がない)	B 斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリート等の剥落はわずかである	C X字状のひび割れが多数あり、コンクリート等の剥落も著しく、鉄筋が露出している
⑥窓ガラスが割れているか。	A いいえ A 数枚割れている	B 沢山割れている	
⑦上記チェック項目以外に異常箇所があるか。	A いいえ	B 異常箇所がある	
異常箇所がある場合は具体的に記載してください。			
建物周辺・建物外観の判定結果は…			
全てA	Bが1個以上かつCが0個 一時使用不可 建物内へは立ち入らず、<u>区本部へ連絡し応急危険度判定士の派遣要請を依頼してください。</u>	Cが1個以上 使用不可 建物内へは立ち入らず、<u>区本部へ連絡してください。建物には立入禁止の貼り紙を貼るなどの措置を取ってください。</u>	

引きつづき建物内部の安全確認を実施するため裏面へ

□建物周辺及び建物外観チェック項目が全て A の場合、建物内部の確認をお願いします。 (裏面)

建 物 内 部			
チェック項目	該当項目		
⑧床が壊れているか。	A いいえ	B 少し傾いた B 少し下がった	C 大きく傾いた C 大きく下がった
⑨内部の壁が壊れているか。 X字状のひび割れ  斜めのひび割れ  開口部の無い外壁	A いいえ (ひび割れはあるが、コンクリート等の浮きや剥落がない)	B 斜めやX字状のひび割れがあるが、コンクリート等の剥落はわずかである	C X字状のひび割れが多数あり、コンクリート等の剥落も著しく、鉄筋が露出している
⑩筋かいが破断又は変形しているか。 (鉄骨造の建物の場合のチェック項目) ※下図参照 点線で囲われた部分を1箇所とする。	A いいえ A 破断・変形が少し見られるが全体の20%以下である	B 破断・変形が見られ、全体の20%～50%ある	C 破断・変形が各所に見られ、全体の50%超ある
 体育館の水平筋かい  体育館の垂直筋かい			
⑪天井、照明器具が落下しているか。	A いいえ	B 落下しそうに見える	C 沢山落下しそう又は落下した
⑫上記チェック項目以外に建物内部に異常箇所があるか。	A いいえ	B 異常箇所がある	
異常箇所がある場合は具体的に記載してください。			
建物内部の判定結果は…			
全てA 使用可能です。<u>ガラス破損箇所などの危険場所には人が近づかない措置</u>をしてください。		Bが1個以上かつCが0個 一時使用不可 <u>建物内へは立ち入らず、区本部へ連絡し応急危険度判定士の派遣要請を依頼</u>してください。	
		Cが1個以上 使用不可 <u>建物内へは立ち入らず、区本部へ連絡</u>してください。<u>建物には立入禁止の貼り紙を貼るなどの措置</u>を取ってください。	
その他の情報			
⑬使用できない設備はありますか。	□水道 □電気 □ガス □通信		
⑭その他周辺等でお気づきの点がありましたら記載してください。			

公共安全モバイルシステム使用方法

1 概要

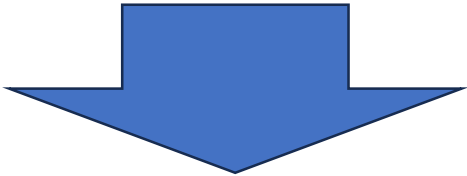
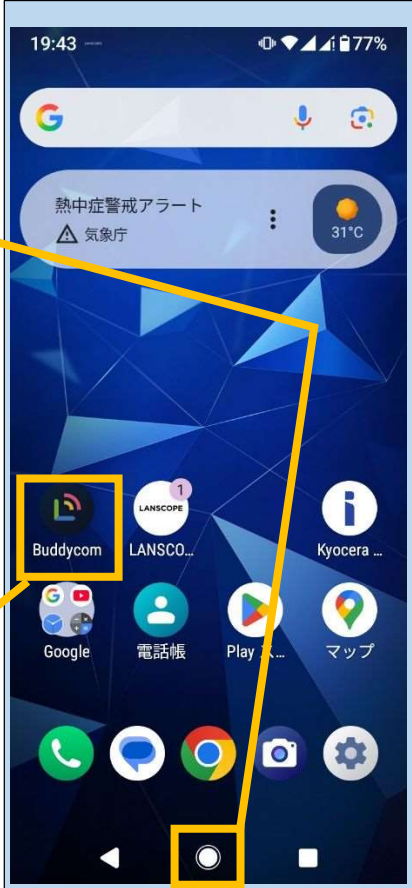
公共安全モバイルシステムは災害救助地区本部である小学校等から区本部(区役所)へ学区の被害状況等の報告を行うために利用するものです。



2 主な特徴

項目	特徴
端末	一般的なスマートフォンを使用します。 
通話方法	画面に表示されているボタンを押すだけで区本部へつながります
画像送信	被害報告書を撮影し送信することで、区本部へ被害報告ができます

3 使用準備

項目	操作
端末を使用可能な状態にする	次のロック No.を入力して画面ロックを解除してください ロック No. : 0926 ※電源が切れている場合は電源ボタンを長押しして電源を入れてください
通話アプリの画面を表示させる	ホームボタンをタップしホーム画面を表示  ホーム画面の中の通話アプリ (Buddycom(バディコム)) のアイコンをタップ  ホーム画面

4 話す方法

ステップ 1 通話画面を表示します
(画面上部のマイクアイコンをタップ)

ステップ 2 画面中央のマイクボタンを押します
押し続けている間のみ話すことができます

ステップ 3 話し終わったら通話ボタンから指を離します

✓ポイント

1 対多の通話となるため、用件を伝えただけでは誰が誰に情報発信したかわかりません。そのため、「こちら〇〇」というように発信者が「誰か」を伝えるとともに、「誰に」発信するのかを伝える必要があります。

また、自分の話が終わった後に相手の話を聞く双方向通信となるため、自分の話がおわったら「どうぞ」と言って、話し手を譲る意思表示をしなければなりません。

【会話例】

A 学区: A 学区から B 区役所 A 学区から B 区役所
これより通信テストを行います。
本日は晴天なり 本日は晴天なり
受信状況いかがですか どうぞ

B 区役所: B 区役所から A 学区 こちら受信状況良好です どうぞ

A 学区: A 学区から B 区役所 こちらも受信状況良好です 以上で通信
テストを終了します

5 写真を送る方法

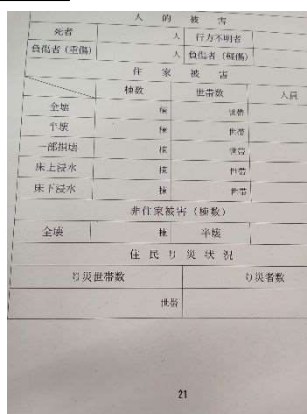
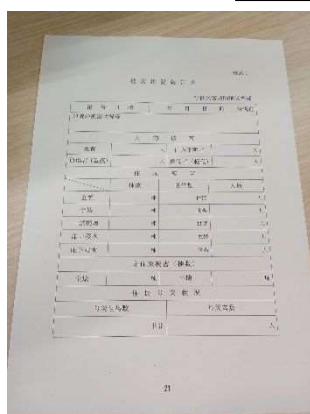


ステップ1 チャット画面を表示します
(画面上部の吹出しアイコンをタップ)

ステップ2 画面左下の+マークを押します

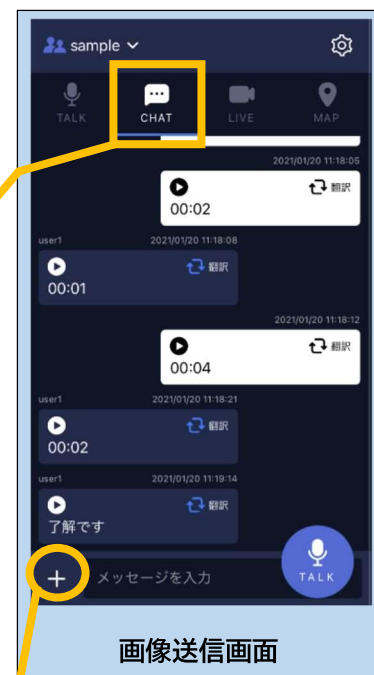
ステップ3 カメラを起動し写真を撮ります

報告書の撮影例

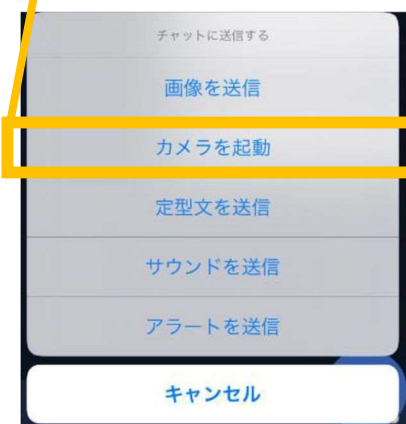


○いい例 全体が写っている ×悪い例 一部しか写ってない

ステップ4 送信ボタンをおします



画像送信画面

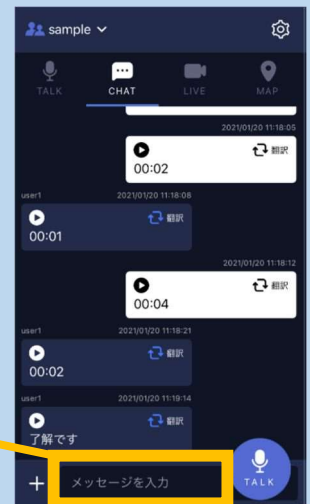


✓ポイント

○画面下部のテキストボックスに入力し、送信ボタンを押すとテキストを送信できます

○チャット画面には通話内容が保存されています

テキストボックス



発電機（カセットボンベ式発動機付発電機）

○ 導入の趣旨

大規模災害が発生した際に、停電が発生することが見込まれるため、避難所機能の維持及び安全確保、並びに災害救助地区本部や医療救護所の電源確保のために、主要な避難所である市立小中学校等へ発電機を配備しています。

○ 使用想定

- ・市立小学校には避難スペース用 1 台、災害救助地区本部用 1 台の計 2 台を、市立中学校には避難スペース用 1 台、医療救護所用 1 台の計 2 台を配備しています。
- ・投光器、デジタル移動無線などへの電力供給を想定していますが、避難スペースでは携帯電話の充電等への電力供給にも使用できます。（定格出力 900VA）
- ・避難所が開設され電源の確保が必要な場合に設置をお願いします。
- ・発電機は機器の特性上 1 年に 1 回程度の試運転をお願いします。試運転については、避難所開設・運営訓練や「避難所運営マニュアル」に基づく備蓄物資の確認といった機会を活用して実施してください。試運転を兼ねて、訓練等以外の地域の行事等に使用しても構いません。ただし、備蓄しているガスボンベは試運転の際には使用できません。

○ 配備物品一覧

【 外観 】



○サイズ
約 43×34×59cm
（横×奥行×高さ）
○重さ
約 22kg

【 中身 】



発電機

【 その他資機材 】



エンジンオイル
（缶切りもあります）



コードリール



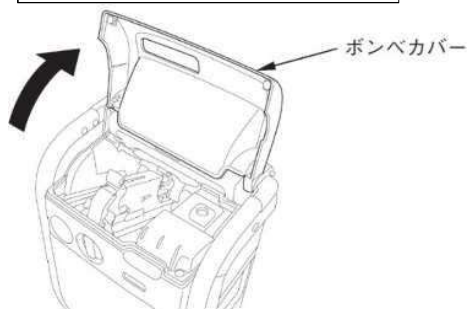
ガスボンベ
（寒冷地用も 2 本あります）

○ 使用の手順・注意点

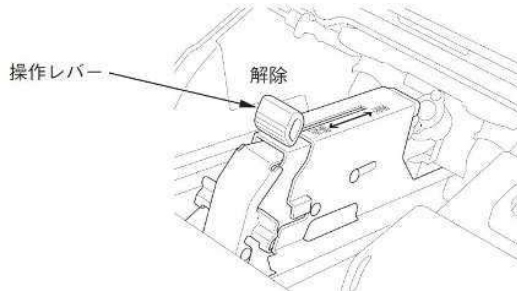
【注意】

- ・発電機は、屋内・水のかかる場所では使用できません。
- ・排気は風とおりの良い場所に向けてください。
- ・カセットボンベは、使用する前に腐食等の異常がないか確認してください。

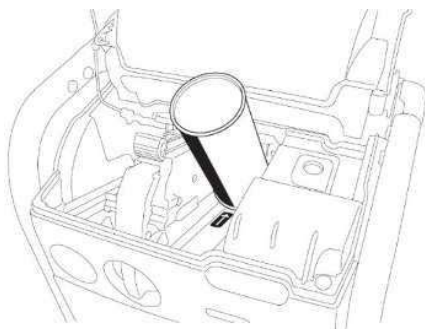
①ボンベカバーを開けます。



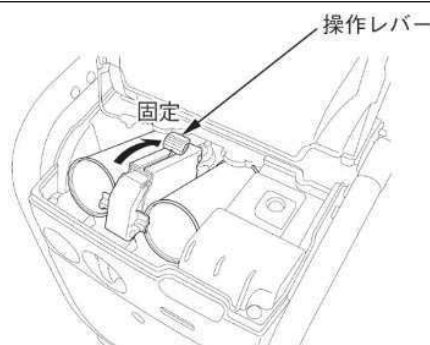
②操作レバーが解除位置にあることを確認します。



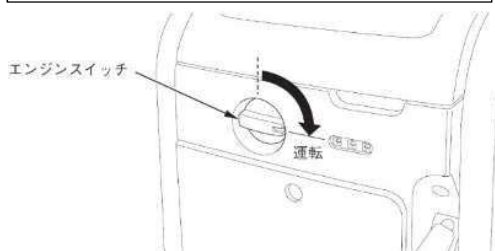
③カセットボンベをセットします。



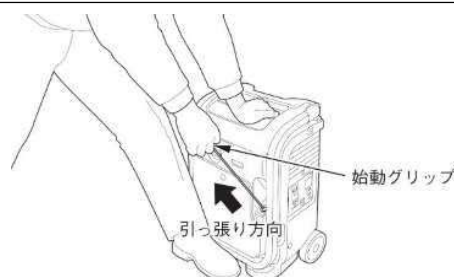
④操作レバーを固定位置にスライドします。



⑤エンジンスイッチを運転位置に合わせます。



⑥始動グリップを引いて重くなる場所を探し、その重くなったところから勢いよくグリップを引きます。



⑦約1分間暖機運転を行います。

※ 燃料のカセットボンベは発電機をエコモードで使用した場合に、約 72 時間稼働できるように備蓄されています。

※ 使用後、長期間保管する前には、配管内のガスを完全に使い切る必要があります。配管内のガスを完全に使い切る方法として、エンジンがかかっている状態で、ガス缶を抜き取り、ガス欠でエンストさせて停止させるか、ガス缶を抜いた状態で、エンジンを始動させ、配管内のガスを使い切る方法になります。使用した際には保管前に必ずこれらの手順を行ってください。

投光器

○ 導入の趣旨

大規模災害が発生した際に、停電が発生することが見込まれるため、避難所機能の維持及び安全確保、並びに災害救助地区本部や医療救護所の明かり確保のために、主要な避難所である市立小中学校等へ投光器を配備しています。

○ 使用想定

- ・発電機と一緒に使用して、周りを照らします。
- ・市立小学校には避難スペース用 1 台、災害救助地区本部用 1 台の計 2 台を、市立中学校には避難スペース用 1 台、医療救護所用 1 台の計 2 台を配備しています。
- ・避難所が開設され灯りの確保が必要な場合に設置をお願いします。
- ・試運転を兼ねて、訓練等以外の地域の行事等に使用しても構いません。

○ 配備物品一覧

【 外観 】



○サイズ
約 55×54×61cm (横×奥行×高さ)
○重さ
約 8kg



【 中身 】



灯体

三脚



投光器組立後



○ 使用の手順・注意点

3

締付ツマミ

任意の高さで締付ツマミで固定する。
締め付けは手で行うこと。

4

灯体の締付ネジで三脚スタンドに取り付ける。



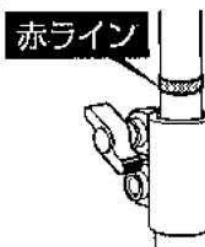
1

三脚ベース
締付ツマミ

三脚スタンドをいっばいまで広げ、三脚ベース締付ツマミで固定する。

2

先端パイプは抜ける構造になっているので、赤ライン以上は絶対に伸ばして使用しない。



【注意】

- 三脚スタンドを設置する場合、安定の良い平坦な場所に垂直に設置してください。
- 風の強い場合は、転倒防止のため、スタンド下部に砂袋などで倒れ止めの処置を必ず行ってください。
- 照明機器の電源ケーブルに人が引っかからないよう、ケーブルは支柱に沿って下ろし、地面を這わせてください。
- 照明器具を取り付けた状態で高さ調節を行ったり、大きく移動や運搬をしたりしないでください。

